

原動機を用いる小児用の車に係る署長の確認手続等について

令和元年11月29日
例規（交総）第10号
警察本部長

見出しのことは下記のとおり定め、令和元年12月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる小児用の車について署長が行う確認（以下「確認」という。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 確認の手続

（1）申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準（規則第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる小児用の車の利用者から、署長（規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する署長をいう。以下同じ。）に対し、確認申請書（別記第1号様式）の提出があった場合に行うものとする。

（2）審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる小児用の車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、当該書類の書面審査（当該書類のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る小児用の車及び特定の通行方法についての実地調査）により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る小児用の車を作成し、又は販売する者の作成に係る当該小児用の車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

（3）確認証の交付

署長は、前（2）の審査の結果、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであると判断したときは、申請者に対し、確認証（別記第2号様式）を交付するものとする。

3 利用者への指示

（1）確認証の携帯

利用者が確認に係る小児用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

（2）確認証の返納

利用者が確認に係る小児用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を交付した署長に当該確認証を返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 申請された通行場所が複数の署の管轄にまたがる場合は、申請を受けた署長は遅滞なく関係署長に申請書類の写しを送付し、協議すること。
- (2) 申請に係る書類については、当該申請を受けた署長において保管することとし、その写しを交通部交通総務課に送付すること。
- (3) 署長は、確認証を交付した場合は、小児用の車確認証交付台帳（別記第3号様式）に記載し、その交付状況を明らかにしておくこと。

第1号様式（2の（1））

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称
	型式
	製品番号
	<p>大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

備考

- 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

以下樣式省略